

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷六十第

行發日一月四年二十正大

論叢

納稅義務者としての内藏 法學博士 神戸 正雄

價値の類型と個性 法學士 恒藤 恭

サン・シモン派の社會改造哲學及び連帶思想 文學博士 米田庄太郎

基督教文明の發展概論 法學博士 財部 靜治

時論

天然資源の國際的開放の原則 法學博士 戸田 海市

産業組合中央金庫に就て 法學博士 河田 嗣郎

說苑

婚姻年齢の統計的研究 經濟學士 岡崎 文規

雜錄

失業保險制度の推移 法學士 一戸 二郎

生産者及び消費者としての露西亞 經濟學士 藤野 靖

世界的貨幣問題とカッセル教授の學說 經濟學士 小川福太郎

獨逸高等官の生計費 經濟學士 岡崎 文規

マックス・ウェーバーの論文集 法學士 山口正太郎

失業保險制度の推移

一 戸 二 郎

失業保險制度は種々の見地より分類することを得るが、其の最も重要なるは經費の分擔方法に依る分類である、蓋し經費の分擔は失業の責任の分擔を意味するからである。本論の目的は此の見地よりして失業保險制度推移の大勢を觀察せむとするに在る。

最も原始的な失業保險制度に於ては失業は單に個人的の事故と看做され、其の經費は凡て労働者自身の負擔に屬するを常とした。即ち失業の危険を保險せむと欲する者は相互保險組合を設けて組合員に於て其の經費を分擔するを常としたのである。労働組合に於ける失業保險は即ち之である。

然るに失業なるものは漸く社會的の事故なりと認めらるゝに至り、公共團體又は國家に於て保險經費の幾分かを分擔するの傾向を生ずるに至つた。此の労働者と社會公共とに於て保險經費を分擔するの制度は今日尙廣く諸國に於て行はるゝ所である。

次で失業は個人的の事故なると同時に社會的の事故であり更に又災害と同様に産業的の事故なりと認めらるゝに至り、失業保險の經費も亦労働者社會公共及事業主の三者に於て分擔すべきものなりと認めらるゝに至つた。

更に又最近に至つては、失業は災害と同様に全然産業的の事故であるが故に、失業保險の經費は全部事業主の負擔に屬すべきものなりと主張する者あるに至り、此の精神が又立法の上にも實現せむとする傾向がある。

一、任意失業保險公共補助制度

此の制度は約三十年前に白耳義に於て創始せられたのであるが、其の著しき發達は歐洲大戰後に之を見る。蓋し戦後各國公共補助金の増加

其の他の方法に依つて之が發達を助長したからである。以下少しく各國別に此の失業保險公共補助制度の現狀を略述しやう。

先づ白耳義に於ては一九二一年十二月に於て國家又は地方團體より補助を受くる失業保險組合の數二、三二七であつて、其の組合員の數は七五六、〇〇〇人に達して居る。之を一九一三年に於ける組合數六三四、組合員數一二六、〇〇〇人に比すれば着しき發達と云はざるを得ない。此等の組合は補助を受くるが爲には其の規約に對し補助官憲の認可を受くることを要するのであるが、其の釀出及給付の額並に給付の條件は規約に依り各々異なることを得る。唯補助官憲は認可に當つて支出と収入との均衡が能く保たるべきや否やを精査するに過ぎない。此等の組合は大部分勞動組合であるが故に同一職業者を組合員とし従て失業危險率の豫測が確實であること云ふ利益がある。

地方團體に於ける補助制度は區々であるが故に茲には之を省略し、國家に於ける補助制度の

みに付て述べんに、國家の補助額は組合員釀出額の五〇%であつて、國家に依りて認可せられ且地方失業基金 (Local public unemployment fund) に附屬する組合に對してのみ支給せられる。此の地方失業基金なるものは各失業保險組合を監督する任務を有するもので通常數個の市町村に跨つて設立せられる。此の地方失業基金は又各組合に對して自らも組合の給付額に比例する補助を爲すの義務を有する。地方失業基金の數は一九一三年には二九個であつたが一九二〇年には九五個に増加した。

右の外白耳義政府は目下の經濟界の不況に對抗する爲、國立恐慌金庫 (National Crisis fund) を設けて、失業保險組合の組合員たる失業者にして或は既に最長期の給付を受け了りたる爲、或は組合が破産したる爲等に因りて組合より給付を受くること能はざるに至つた者に對して給付を爲して居る。其の給付額は家族を有する者に對し一口四法、(家族無き者には一日三法) 妻及兒童一人に付夫々一日一法、合計一日十法を超

ゆ可からざるものと定められて居る。抑も從來は何れの國の失業保險制度及失業救濟制度に於ても、勞働爭議に基く失業には給付を爲さざるを常としたのであるが、此の點に關し白耳義の

國立恐慌全庫に關する規定中には見落す可からざる一項がある。即ち一定の場合に於ては勞働爭議に因る失業をも「自己の意思に因らざる失業なり」として失業給付を爲すことである。勞働者が爭議を調停及仲裁に附議せむと欲するに拘らず事業主が之を肯せざる場合即ち之である。之れ實に大膽なる試と云ふべく、其の結果は調停及仲裁の適用を促進し、戦後産業の回復に多大の効果を及ぼし、賃銀をも能く時の經濟狀況に應ずることを得しめたのである。

デンマークに於ては失業保險組合は國家に依り組合員釀出額の五〇%を補助せられる。之に加へて地方團體中には更に補助を附加するものもある。勿論補助を受ける組合は認可を受けなければならぬが、デンマークに於ては其の條件の一として「組合地域内に居住する同一職業の

者の加入を拒絶すべからず」と云ふ一項を加へて居る。一九二〇年三月末に於て認可組合の數六五、其の組合員數三一三、〇〇〇人に達して居る。

ノルウェーに於ては國家の失業保險組合に對する補助は組合員の釀出額に據らずして、一年に付九〇日を限り支拂はれたる失業給付の五〇%を補助することになつて居る。但し目下の恐慌に對し一時的措置として其の補助額を六六%に増加して居る。被保險者の數は一九二〇年に於て四一、〇〇〇人なりしものが一九二〇年には一一六、〇〇〇人に増加した。

フィンランドにも國庫補助に依る任意失業保險がある。スペインに於ても同様で其の補助額は組合員の釀出額と等しく定められてある。

佛國に於ては約十五年以前より任意失業保險に對する國庫補助を行ひつゝあるが其の效果は餘り擧つて居らぬ。一九二〇年末に於て其の組合員は五五、〇〇〇人に過ぎざる有様である、如斯效果の擧らざる理由は國庫の補助額が組合

の給付額の三〇%に過ぎないと云ふ點にもあるが、其よりも寧ろ佛國の勞働組合が相互保險に對して無關心であること云ふ事實に歸すべきである。然し乍ら近時佛國の勞働者も漸時社會保險の必要を感得するに至り、一九二一年には勞働總同盟の全國的委員會は其の要求事項の一として「勞働者の危險即ち災害、疾病、失業、癱疾、老衰等に對する一般的社會保險制度の樹立但し其の實施に付ては勞働者の團體も亦利用せられざる可からず」と云ふ事項を議決し、又最近金屬勞働者組合に於ては其の組合員は一九二三年一月一日より其の失業基金に強制的に加入せしめらるべきを議決するに至つた。

オランダに於ては國家と地方團體と等額分擔の下に組合員釀出の一〇〇%迄の補助を爲して居る。其の效果顯著にして一九二二年一月には被保險者數三七七、〇〇〇人に達した。

チエコスロヴァキアに於ても一九二二年七月の法律に依り勞働組合の失業保險基金に對し國庫補助を開始した。

二、強制保險と事業主の經費分擔

英國に於ては世界最初の試として、一九一一年の法律に依り數種の産業部内に對して強制的失業保險制度を樹立し、事業主にも其の經費を分擔せしめた。此の主義は一九二〇年の失業保險法(一九二一年及一九二二年に改正あり)に於ても維持せられ、更に強制保險の範圍を擴張し、此の法律に依つて保險せらるゝ勞働者の數は全勞働者約一千六百萬人中一千二百萬人に及び、保險より除外せられたるものは農業勞働者及僕婢に過ぎない。

一九一一年の失業保險に於ける釀出の分擔は事業主及勞働者等分であつて、更に國庫は双方合計の三分の一を釀出するの定であつたが、新法に於ては事業主の釀出を勞働者の其よりも大となし、國庫の釀出を双方合計の三分の一より稍々大に變更した。即ち左表の通である。

事業主	勞働者	國庫
一〇片	九片	六片

男

每週釀出

女	八片	七片	五片
男兒	五片	四片	三片
女兒	四片	四片	三片

即ち英國に於ては事業主をして失業保險經費の一部を負擔せしめたるのみならず、更に事業主の負擔部分を漸時増加しつゝあることを知ることが出来る。

一九一九年十月伊多利に於て樹立せられたる強制失業保險に於ては其の經費を事業主及労働者に等分に分擔せしめて居る。國庫の負擔は單に保證基金 (Reserve fund) の一種に對して釀出を爲すに止まる。保險より除外せらるゝ者は婢のみである。本法の實施は事業主及労働者の反對並に無關心に因つて困難を極め、一九二二年一月一日に於ける失業者五四二、〇〇〇人中本保險に依つて給付を受くる者は七二、〇〇〇人に過ぎない有様である。

一九二〇年三月のオーストリア強制失業保險法は全經費の三分の一を國庫の負擔とし、他の三分の二は事業主及労働者に等分に分擔せしめ

る。但し國庫は先づ此等の經費の全部を支拂ひ其の三分の二を後に事業主及労働者に求償する制度を取つて居る。

一九一九年十月瑞西聯邦政府に依つて創立せられたる失業救濟制度は特に注目し得る。此の制度に於ては給付の費用は事業主、カントン及聯邦の間に三等分宛分擔せられる。而も一部の失業の場合即ち労働時間の減少四〇%以下なる場合、之に依る所得減額の二分の一に相當する失業給付は全部事業主の負擔に歸する定である。但し此の制度は一時的の措置に過ぎず、政府に於ては日下新法案の起草中であつて、新法案に於ては労働者の相互組合に對し國庫補助を爲す制度を取ることになるらしい。

一九二一年八月ルクセンブルグに創設せられた強制失業保險制度に於ては、其の經費は國家地方團體、労働者及事業主の四者に依つて分擔せられる。即ち國家は失業給付を先拂し其の經費の四分の三を他の三者をして補償せしむるのであるが、地方團體は四分の一を補償すべく、殘

餘の四分の二は事業主と労働者とより別に定めらるべき割合に基いて償還せしむるのである。

三、目下提案若は審議中の法案

失業保險は今將に發達の途路に在るものであるが、上記諸制度の外に目下提案若は審議中に屬する國が少くない。就中最も注目すべきは一九二一年北米合衆國ウィスコンシンの議會に John R. Commons 氏に依つて提案せられた法案である。此の法案に依れば失業保險は災害保險と同様に其の經費を全部事業主に負擔せしめ事業主は相互保險組合に此の危險を保險しなければならぬ。失業給付は農業労働者、官公吏、生活上他人に倚寄する者、年收一、五〇〇弗以上の者、年金五〇〇弗以上を受くる者等を除き凡ての労働者及使用人に支給せられる。即ち上記の例外者を除き凡ての失業者は同一事業主に六月以上雇傭せられたること及其の能力に適應する他の職業を見出す能はざることを條件として失業給付を受くる權利を有する。其の失業者は同盟罷業又は工場閉鎖中の企業に於ける労働

を受諾することを拒み又は普通以下の賃銀にて労働することを拒んでも上記の權利を失ふことはない。失業給付額は一日一弗であるが十六歳乃至十八歳の者は一日五〇セントに減額せられる。給付の支拂は相互保險組合を通じて爲されるのであるが、事業主の相互保險組合に對する融出額は其産業部に於ける失業の危險の多少に依て定められる。此の結果として事業主は生産を調節して年中繁閑の差を減することに努力する様になるであらう。次に相互保險組合は凡て事業主に依つて管理せらる可く、凡ての爭議は産業委員會 (Industrial Commission) の手に依て決定せらるゝことになつて居る。又事業主及労働者の代表者同數宛より成る職業評議會 (Employment advisory Board) は本法の施行を監視すべき任務を有して居る。

右の外目下失業保險制度の準備時代に在る國を列記すれば大體左の如くである。

南アフリカ及カナダに於ても目下失業保險法案の起草中である。

オーストラリアに於ては一九一九年クイーン
スランドに於て強制失業保險法案が提出せられ
た。本案に於ては凡ての經費を事業主の負擔に
屬せしめて居る。

アルゼンチン政府に於ても目下法案起草中
あり、ブラジル、チリも同様である。

轉じて歐大陸に於ては、獨逸は目下強制保險
法案起草中に屬するが、其の經費は事業主勞働
者、聯邦及支分國の四者に分擔せしむる主義を
取つた。

白耳義に於ても新に強制保險制度を樹つる目
的を以て草案作成中であるが、此の新法案に於
ては現存の保險組合に加入し居らざる者を凡て
新設の保險基金に收容することとし、經費は國
家、地方團體、事業主及勞働者に於て等しく分
擔することとした。

和蘭に於ても現在の任意保險補助制度に代ふ
るに事業主の負擔をも加へたる強制保險制度を
以てせむと準備を急いで居る。その他ポーラン
ド、スウェデン及瑞西に於ても目下失業保險法

案の起草に従事しつゝある。

四、結 論

述べ來つた處に依つて明なるが如く、大多數
の國に於ては失業保險を強制とし、事業主をし
て少くとも其の經費の一部を負擔せしめむとし
つゝ在る。更に一部の國の勞働團體に於ては、
「勞働者の醸出は全廢せらるべきものなり」と
云ふ希望を表明しつゝ在る。

一九二〇年九月英國ポーツマウスに於ける英
國勞働組合大會は決議して曰く、「失業は産業
組織の改善に依て絶滅し得べきものなるを以て
産業自體をして失業に關する全責任を負はしむ
べきものなり」と。又一九二一年カナダに於ける
職業勞働大會 (Trade and Labour Congress) の
立法要綱 (Legislative programme) の一に曰く
「聯邦基金を設けて全部的並に一部の失業に
對し給付を爲さしむべし、此の基金は各企業に
對する課税と官憲の醸出とに依つて支持せらる
べきものなり」と。

然し乍ら目下に於て各國の勞働團體の大多數

が主張し社會も亦之を是認しつゝ在る制度は其の經費を社會公共、事業主及勞働者の三者に分擔せしむるものである。筆者も亦此の制度を以て最も妥當なるものと信する、蓋し其は失業其のものを豫防し、不徳義漢の詐偽怠惰を豫防するに最も效果ありと信するからである。抑も過去に於ける社會保險の經驗に見るも、災害保險は産業上の災害の豫防を促進し、疾病保險は社會健康の増進に對する努力を誘致した、之は主として保險經費の負擔者が自ら保險事故の發生豫防に努力し以て自らの負擔の軽減を計つたからである。失業保險に於ても失業の減少に助力し得べき地位に在る社會公共、事業主及勞働者をして夫々經費を負擔せしめたならば、必ずや失業を未前に防ぐの努力を誘致し得べきであると信する。

失業保險を産業別の基礎に置かむとする傾向も亦失業の豫防を目的とするものである。凡ての産業を脅かす失業原因例之恐慌の如きもの、外に各産業部内には獨特の失業原因がある。而

て其の多くは産業組織の改善に依つて減少又は絶滅せしめ得べきものである。失業保險を産業別に組織して各産業部内毎に別々に掛金を定めたならば、自から其の産業部内獨特の失業原因絶滅の努力を誘致し得べきである。任意保險補助制度を取る國に於ては失業保險組合は大部分勞働組合に依て組織せらるゝが故に、自から産業別失業保險制度となるのであるが、之に對する事業主の齟齬無きが故に失業の豫防は思はしき效果を奏さないのである。一九二〇年の英國失業保險法に於て産業別保險組合の設立を認め其の掛金は自由に定むることを認めたのは正に上述の理由に據つたものである。

其の他の新傾向中注目すべきは失業給付額の増加である。之は失業給付額を生活費の上騰と相伴はしめ又失業給付額と賃銀との差を小ならしむるの効果がある。各國の例を通覽するに給付額は賃銀の六〇乃至七〇%である。最も理想的な方法は家族の數に依つて給付額を増加すること勿論である。

失業保険は勞働階級をして恒久的に人間らしき生活を繼續せしむるの効果を有する、唯其の給付額の比較的大なる場合には虚偽の失業者を生ずるの虞があるが、之は失業の鑑別に關する組織の完備に依つて豫防し得べきことで、之が爲には公設職業紹介所の機能に待たねばならぬ

(完)

附記

本稿は主として瑞西國際勞働事務局の發行に係る
"International Labour Review, Vol. VI, No. 3,
September, 1922" に記載せられたる "Unemployment Insurance, An International Survey" に據りたり。